

大分市告示第54号

令和6年能登半島地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和6年2月6日

大分市長 足立 信也



大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県、石川県